

仕 様 書

1 件名 国立花山青少年自然の家シーツ等貸借業務

2 業務の目的

受注者は、当所の運営方針を十分に理解し、良心的な品質で衛生的かつ清潔なシーツ及び枕カバー（以下、「シーツ等」という。）を提供し、安全で快適な宿泊環境の維持に努めるものとする。

3 履行場所

宮城県栗原市花山字本沢沼山61-1

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立花山青少年自然の家（以下、「自然の家」という。）

4 貸借期間

平成25年10月1日から平成29年9月30日

5 契約期間中の貸借予定数量

本館宿泊者用シーツ・枕カバー・・・96,000組（1組あたりシーツ2枚、枕カバー1枚）

※上記数量については、宿泊者1人が1回の宿泊で使用する寝具1組の延べ数量である。

※上記数量については、実績に基づく予定数量であり、数量を保証するものではない。

6 経費の負担について

シーツ等の搬入・搬出及びシーツ等の補修・洗濯に要する経費は、受注者の負担とする。

7 請求金額の計算について

毎月末、使用枚数を集計し、自然の家会計担当の確認を受けるものとする。請求金額は、当該月に使用した数量に契約単価を乗じて得た金額とする。

8 貸借物品

シーツ等の内訳明細は以下のとおりとする。

品名	寸法	材質	その他
シーツ	1,370mm × 2,600mm	綿100%	白色
枕カバー	400mm × 650mm	綿100%	白色以外

(1) 自然の家会計担当の依頼に応じ、洗濯済みの破損していないものを納入すると共に、使用済みのものを回収することとする。

(2) 寸法は常時使用できる状態での寸法とし、洗濯等により伸び縮みのないこと。

(3) シーツ等は、医療機関に供しているものと共用してはならない。

(4) 契約期間中は、シーツ等は当施設専用として他者へ貸借してはならない。

9 搬入・搬出

- (1) 搬入・搬出は、原則週3回（月・水・金曜日）に行うものとし、特に搬入に当たっては次回の搬入までにシーツ等が不足することのないよう事前に発注者に使用予定数量の確認を行うこと。ただし、利用団体の宿泊状況により発注者と受注者の相談の上、実施回数を調整できるものとする。
- (2) シーツ等の搬入・搬出場所の詳細及び搬入経路については、別添図面を参照すること。
- (3) 搬入の際は、種類別に数量を明らかにし、16セットを1まとめとして紐で束ね、搬入すること。
- (4) 搬出の方法は、利用者が使用したシーツ等を回収する際に使用するワゴンを受注者が用意し、シーツ・枕カバー返納場所に配置しておくことにより搬出する。
- (5) シーツ等は、医療機関の搬入・搬出物と同一の運搬車両で同時積載、搬入・搬出してはならない。
- (6) 本所敷地内に車で乗り入れる際は、利用者等の歩行者に細心の注意を払い、安全運転を心がけること。

10 洗濯等

- (1) シーツ等は、消毒効果を有する洗濯をすること。
- (2) 洗剤及び仕上剤は、人体に無害であり、かつ生地を傷めないものを使用し、水洗いすること。なお、新製品を使用する場合には事前に自然の家会計担当の指示を受けること。
- (3) シーツ等は、水洗い後、十分乾燥させること。
- (4) 洗濯後は、糊付けし、均一にアイロン仕上げを施すこと。
- (5) 医療機関の洗濯物と混合して洗濯はしないこと。

11 交換、補修等

- (1) シーツ等の色あせ、劣化を発見した場合は、受注者は新しいものと交換すること。
- (2) シーツ等の破損が生じた場合は、自然の家会計担当に報告の上、会計担当の指示に従い、補修を行うこと。
- (3) 自然の家職員は、シーツ等の清潔度で不適切な点が発見した時及び利用者が誤ってシーツ等を汚損した場合は、予備から補充を行い、その旨を受注者に通知するので、受注者は速やかに修理、洗濯するとともに代替品を補充すること。

12 再委託の禁止

- (1) 受注者は、原則本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、その業務の一部について再委託する必要がある場合には、事前に発注者の承認を得た上で契約続きを経なければならない。
- (2) 当該業務の一部を第三者に再委託した場合において、それに伴う当該第三者の行為は、受注者の行為とみなすものとする。

1.3 機密保持に関すること

業務を遂行するにあたり、提供される一切の資料及び発注者の機密事項（以下「機密事項等」という。）について、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 業務の遂行により知り得た一切の情報については、公知である情報を除き、秘密保持の義務を負うものとする。
- (2) 業務を遂行するにあたり、発注者から受けた個人情報について、当該業務の目的のみに利用し、目的以外でのデータ複写および複製ができない管理体制にあること。
- (3) 業務の実施期間及び満了後においても、業務の遂行により知り得た情報は、最善の注意をもって管理し、第三者に開示し、又は漏洩しないこと。
- (4) 受注者の責に帰すべき事由により、万が一、情報が漏洩し、損害を与えた場合には、損額賠償の責を負うとともに、当該情報等の漏洩を最小限に止めるよう前後処置に最善を尽くすものとする。

1.4 違約に対する措置

違約に対する措置については、違約事由を重度と軽度に分類した上で下記のとおりとする。

(1) 違約に対する措置

・重度の違約については、発注者が違約の事由を重度の違約と1回認定することにより発注者に下記の権利が発生するものとする。

①発注者が受注者に契約解除通知書を送付して契約を解除し、契約開始日から契約解除日までの本事業に係る経費を清算の上、受注者は違約金として契約金額の10%を支払うものとする

②発注者が受注者に改善命令書を送付の上、契約金額を契約期間の日数で除し、さらに30を乗じた額の5%を違約金として徴収し、契約を継続するものとする。

・軽度の違約については、発注者が受注者に契約期間中に3回の業務改善命令書を送付することにより発注者に下記の権利が発生するものとする。

①発注者が3回目の軽度の違約を認定した上で、受注者に契約解除通知書を送付の上、契約を解除し、契約開始日から契約解除日までの本事業に係る経費を清算の上で、受注者は違約金として契約金額の10%を支払うものとする。

②発注者が3回目の業務改善命令書を送付の上、契約金額を契約期間の日数で除し、さらに30を乗じた額の3%を違約金として徴収し、契約を継続するものとする。

上記により発注者に契約解除の権利が発生すると、発注者は受注者が違約をする毎に契約の解除を行使し得るものとする。

なお、違約金の徴収は、契約金額の10%を限度とするものとする。

(2) 違約事由の分類

違約事由の分類については、下記の基準に基づき発注者が認定するものとする。

・重度の違約については、受注者が本契約書及び本仕様書の事項を怠った結果、発注者により、下記の事態が発生したことが証明された場合とする。

①犯罪・火災等非常事態が発生して警察消防等治安当局が出動した場合

②発注者が所有若しくは管理する資産及び物品等の破損滅失等により、発注者及び発注者施設の利用者等が活動する上で保証されている環境が害され、発注者及び発注者施設の利用者等の活動が制限された場合

③機密保持に違反した場合

④訴訟事案が生じた場合

・軽度の違約については、受注者が本契約書及び本仕様書の事項に違約があり、発注者が受注者に問い合わせた結果、受注者が違約の無いことを証明できなかった場合とする。

1.5 損害賠償

(1) 受注者は、善良なる管理者の注意をもって業務を行うものとする。

(2) 業務実施中に、当施設の建物・備品等を破損、または紛失した場合には、受注者は原状回復の責を負い、原状回復が不可能な場合には、当該損害を賠償するものとする。

(3) 違約により建物・備品等を破損または紛失した場合は、受注者は損害賠償のほか違約に対する措置を受けるものとする。

1.6 その他

(1) 受注者は、平成25年9月27日までに各業務についての引継ぎを、前年度の受注者と打合せのうえ行うものとし、引継ぎ完了後、引継ぎ完了報告書（様式任意）を書面で発注者に報告しなければならない。

(2) 受注者は、契約の終了が確定したときは、翌年度の受注者と打合せの上、引継ぎを行うものとし、引継ぎ完了後、発注者に書面で報告しなければならない。

(3) 発注者が借入中の物品において、利用者による使用上の一般的な損害及び火災、天災その他不可抗力によるシート等の滅失・毀損等について、発注者はその責を負わないものとする。

(4) 受注者は、本件業務を実施するときは、当施設の活動に支障のないよう細心の注意をもって作業を行なうとともに、利用者に対しては常に誠意をもって親切な態度で対応するものとする。

(5) 作業員は、受注者所定の制服若しくは、作業服を着用し、常に清潔な服装で作業にあたること。

(6) クリーニング業法（昭和25年法律第207号）その他関係法令を遵守すること。

(7) 本仕様書は、業務の大要を示すものであり、本書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ、必要と認められる業務については、受注金額の範囲内で実施するものとする。

(8) 中期目標期間終了時の見直しに伴い、契約期間及び業務内容の変更を行う場合がある。

(9) その他仕様書及び業務仕様書に記載のない事項が発生した場合は、発注者、受注者双方協議のうえ、決定するものとする。

■平成23年度シーツ等クリーニング実績一覧

(単位：組)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
本館宿泊者用シーツ・枕カバー	268	1,234	2,932	3,177	3,056	3,408	1,568	976	752	912	1,248	1,024	20,555

■平成24年度シーツ等クリーニング実績一覧

(単位：組)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
本館宿泊者用シーツ・枕カバー	4,089	3,658	3,795	264	3,807	4,584	1,920	810	1,175	1,041	1,280	996	27,419

■平成23年度・平成24年度シーツ等クリーニング平均枚数

(単位：組)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計	1年間見込数	4年間見込数 (左記の4倍)
本館宿泊者用シーツ・枕カバー	2,179	2,446	3,364	1,721	3,432	3,996	1,744	893	964	977	1,264	1,010	23,987	24,000	96,000

